

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



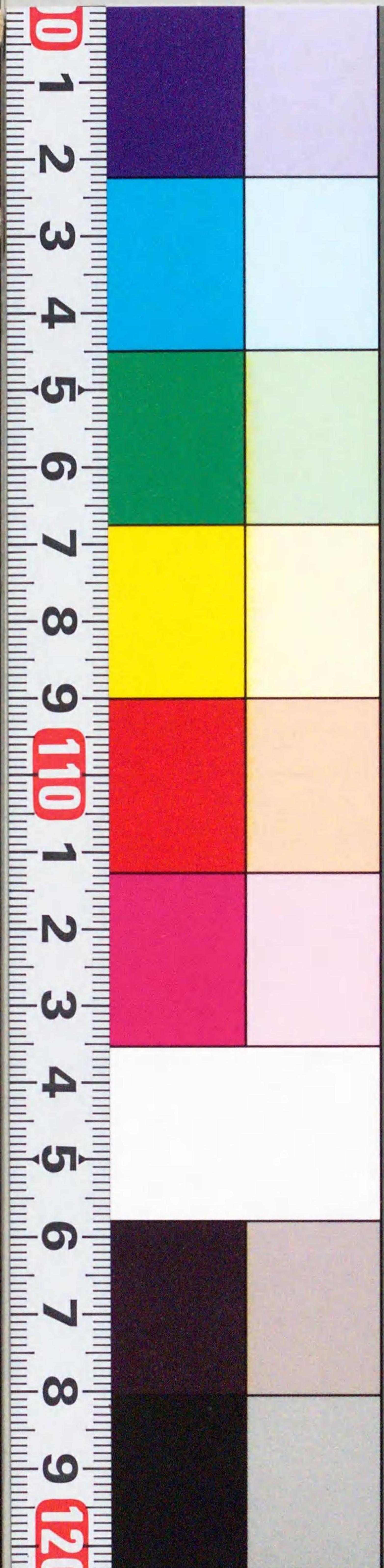
© Kodak, 2007 TM: Kodak

inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

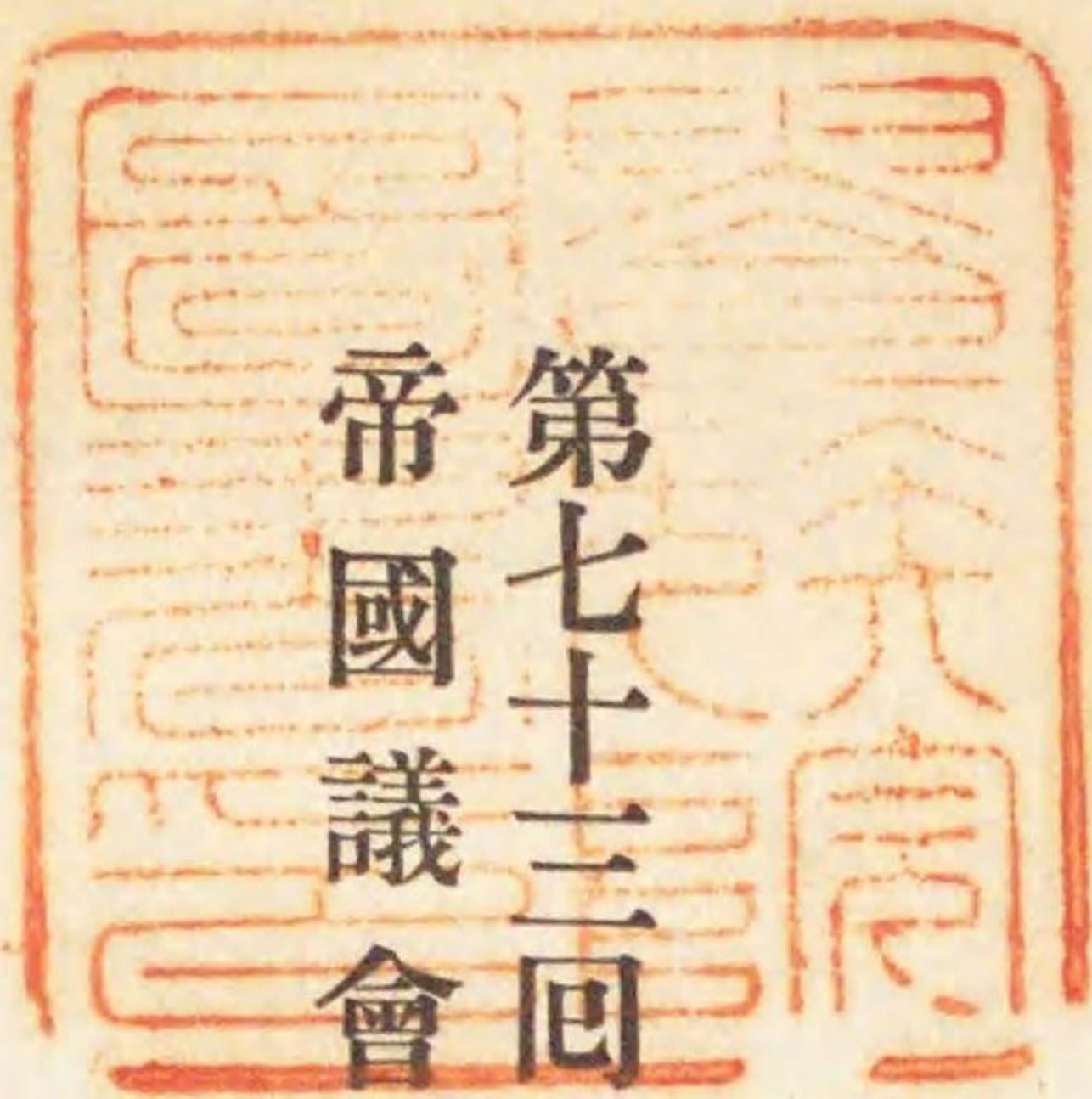


Y994

J4515

(彙報附錄)

參考資料第一號



第七十三回
帝國議會

政府提出豫定法律案調

(昭和十三年一月十五日現在)



貴族院事務局調查課

4994

39515

子
孫
書
目
錄

子孫書目錄



I 種
W



1200800128737

凡例

一、本書は第七十三回帝國議會政府提出豫定法律案を政府に照會し昭和十三年一月十五日迄に其の回答ありたるものを印刷したるものなり。従つて今後之が修正撤回等のあるべきは豫め御諒承を乞ふ。

一、其の後回答ありたるものは之に追加して印刷の豫定なり。

目次

一、第七十三回帝國議會政府提出豫定法律案名	一頁
二、各法律案の内容、理由書其他	九
一、恩給金庫法案	九
二、社會事業法案	二二
三、職業紹介法案	二五
四、市街地建築物法中改正法律案	二七
五、昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案	三〇
六、昭和七年法律第一號(滿洲事件に關する經費支辨の爲公債發行に關する件) 中改正法律案	三一
七、軍の需要充足の爲の會計法の特例に關する法律案	三一
八、臨時租稅増徴法中改正法律案	三二

九、所得稅法中改正法律案	三二
十、相續稅法中改正法律案	三三
十一、登錄稅法中改正法律案	三三
十二、酒造稅法中改正法律案	三四
十三、酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案	三四
十四、麥酒稅法中改正法律案	三四
十五、大正九年法律第十二號(所得稅法の施行に關する件)中改正法律案	三四
十六、庶民金庫法案	三五
十七、無盡業法中改正法律案	四五
十八、兵役法中改正法律案	四九
十九、昭和十一年勅令第二十一號(東京陸軍軍法會議に關する件)廢止法律案	五〇
二十、民法中改正法律案	五一
二十一、民事訴訟法中改正法律案	五三

二十二、外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案	五五
二十三、農地調整法案	五五
二十四、農業保險及共濟に關する法律案	五八
二十五、電力管理法	六五
二十六、航空機製造事業法案	六八
二十七、航空法中改正法律案	七〇
二十八、東洋拓殖株式會社法中改正法律案	七一
二十九、樺太地方鐵道補助法中改正法律案	七三

一、第七十三回帝國議會政府提出豫定法律案名

內閣

- 一、恩給法中改正法律案
- 一、恩給金庫法案
- 一、國家總動員法案

外務省

- 一、對支文化事業特別會計法中改正法律案(大藏省と共同提案)

內務省

- 一、國民健康保險法案
- 一、社會事業法案
- 一、職業紹介法案

一、市街地建築物法中改正法律案

二

大藏省

- 一、昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案
- 一、昭和七年法律第一號(滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)中改正法律案
- 一、軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律案
- 一、造幣局出張所廳舎其ノ他ノ新營費ニ關スル法律案
- 一、臨時租稅增徴法中改正法律案
- 一、所得稅法中改正法律案
- 一、相續稅法中改正法律案
- 一、登録稅法中改正法律案
- 一、酒造稅法中改正法律案
- 一、酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案
- 一、麥酒稅法中改正法律案

一、大正九年法律第十二號(所得稅法ノ施行ニ關スル件)中改正法律案

一、日滿兩國間ニ於ケル國稅ノ徵收處分ニ關スル共助法案

一、庶民金庫法案

一、恩給金庫法案(內閣と共同提案)

一、無盡業法中改正法律案

一、擔保附社債信託法中改正法律案(司法省と共同提案)

一、對支文化事業特別會計法中改正法律案(外務省と共同提案)

陸軍省

一、兵役法中改正法律案

一、昭和十一年勅令第二十一號(東京陸軍々法會議ニ關スル件)廢止法律案

海軍省

ナ
シ

三

司法省

- 一、民法中改正法律案
- 一、民事訴訟法中改正法律案
- 一、商法中改正法律案
- 一、商法中改正法律施行法案
- 一、有限會社法案
- 一、大正二年法律第九號(裁判所管轄區域ニ關スル件)中改正法律案
- 一、裁判所ノ設立ニ關スル法律案
- 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律案
- 一、日滿司法事務共助法案
- 一、擔保附社債信託法中改正法律案(大藏省と共同提案)

文部省

ナ
シ

農林省

- 一、農地調整法案
- 一、農業保險及共濟ニ關スル法律案
- 一、硫酸アンモニアノ増産施設ニ關スル法律案
- 一、産業組合中央金庫法ノ改正ニ關スル法律案

商工省

- 一、商業組合法中改正法律案
- 一、有價證券業取締法案
- 一、産金振興株式會社法案(假稱)
- 一、重要礦物ノ増産ニ關スル法律案(假稱)
- 一、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律中改正法律案

- 一、石油資源開發法案
- 一、特許法中改正法律案
- 一、商標法中改正法律案
- 一、辨理士法中改正法律案
- 一、不正競争防止法中改正法律案
- 一、度量衡法中改正法律案(未定)

鐵道省

ナ
シ

逓信省

- 一、電力管理法案
- 一、日本電力設備株式會社法案
- 一、電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案

- 一、電氣事業法中改正法律案
- 一、航空機製造事業法案
- 一、航空法中改正法律案
- 一、帝國航空株式會社法案(假稱)

拓務省

- 一、東洋拓殖株式會社法中改正法律案
- 一、樺太地方鐵道補助法中改正法律案
- 一、朝鮮事業公債法中改正法律案

二、各法律案の内容、理由書其他

(政府より法律案の件名のみ通知ありて其の内容等の未だ通知なきものを含まず)

一、恩給金庫法案

(一) 恩給金庫設立趣意書

恩給は受給者及其の家族等が自ら之を以て其の生活の資に供するを本則とするは多く言ふを須むる所にして、濫りに之を他人に譲渡し又は擔保に供するが如きは恩給制度の本旨に反し其の不當たること亦疑なし、茲に於て各國概ね法令を以て其の處分を禁止し、我國に於ても亦法律の明文を以て之を禁止す

然るに生活に弾力性を缺く恩給受給者は偶々不時の失費に遭遇するや其の非なるを覺りつつも、或は委任受領の形式に依り、或は本人の受領を假裝し脱法的に之を擔保に供することに依りて辛じて金融の途を講じ以て一時の急を救ふもの少なからず、取引隱密の間に行はるるを以て其の實數を確知するに苦しむと雖も近時意想外の多數に上れるやを思はしむ、而して其の實金利は著しく高率に在るのみならず擔保に供したる恩給證書は金融業者の手中を轉輾して其の所在をも知ること能はざるに至る

然れども非行は受給者の側にも存せざるにあらず擔保に供したる恩給を支給差止の方法に依りて金融者に受領せしめざると共に別に證書の再交付を受け自ら以て其の恩給の支給を受く、斯くの如きは共に明治の初に於て深き大御心に基きて設けられたる此の恩典を汚瀆するものにして寔に遺憾とする所なり

右に對しては恩給の本質を強調し、法に依る處分禁止を勵行して其の違反者に恩給權を行使せしめざること固より一方策にして、或種の立法に其の例を見る處なりと雖も、恩給はもと寛典に出づ、受給者現時の實生活に徴すれば弊害なき方法に於てなる限

其の禁止を緩和し、一面に於て這般の弊害を除去すると共に他面低収入の受給者に更生の途を授くるに若かざるものあるを思はしむ、曩に昭和八年恩給法一部の改正を爲すに當り衆議院が希望條項の一として「政府は恩給金融に關し速に適當なる方法を講ぜられ度し」との事を決議したるも全く同趣旨と解せらる

以上の事情は恩給と少しく性質を異にするに拘らず勳章年金に付ても亦存する所にして、恩給受給者に對し右救済の途を講ずる限り年金受給者に付ても同様の途を講ずるを相當とす

而して擔保禁止緩和の方法は種々考案せらる、單純に擔保禁止を解除する方法又は既設の金融機關に特許して其の者のみに擔保を認むる方法等存するも、單純なる擔保禁止解除の方法は弊害の多きに堪へず又既設金融機關は各特種の使命を有するを以て自然其の目的に制肘せらるべく、加ふるに被指定機關が複數なるときは金融機關自衛の反射として受給者中老廢者の如き特に保護を要する者反つて著しく不利の地位に立つに至るべく、之をも全く無視するが如くんば寧ろ擔保の禁止を繼續するに若かざるなり

政府自ら全部の資金を以て融通を爲すは弊害なき救済として之に過ぐるの良法なしと雖も、國家今日の財政状態よりして受給者の爲のみに甚だ多額の資金を割くは之を困難とするものあるを以て、茲に此の目的を以てする一金融機關を特設し、資金を民間等の餘剩資力に仰ぎ、政府亦之一部の出資と低利資金の融通とを爲して以て逼迫せる受給者の金融を疏通せしめ、絶えず關係各廳との連絡を密にし監督を嚴にして以て前述せる忌はしき事情を一掃し、國家に著しき負擔なくして而かも受給者の救済を貫徹せんとす、是れ政府の特別監督に服する一法人恩給金庫を設立し之に公正妥當なる金融を行はしめんとする所以なり

(二) 恩給金庫設立要綱

第一 恩給金庫の組織

一 設立

恩給金庫は特別法を以て之を設立し公益法人とす

二 資本金

資本金は之を三千萬圓とし、内五百萬圓は國庫より出資し、其餘は民間等よりの出資に求む

資本金は之を三十萬圓に分ち一口の金額を百圓とす

資本金は初年度に於て約六百萬圓を拂込ましめ當分之二に止む

運用資金は拂込資本金及借入金に依る

借入金は主として恩給債券の發行に依る

三 主たる事務所及従たる事務所

主たる事務所は之を東京市に置く

支所は恩給、年金の受給者の分布及地理的位置を考慮し當初左の場所に置く

- (イ) 大阪市
- (ロ) 名古屋市
- (ハ) 廣島市
- (ニ) 福岡市
- (ホ) 仙臺市

四 機關

出張所は全國便宜の地に置く、地方に在りては官廳其の他に業務の執行に關する事務の一部の取扱を委託することあるべし

理事長一人、理事三人以上及監事二人以上並に諮問機關として評議員二十人以内を置く
役員は政府之を命ず

第二 恩給金庫の機能

一 業務

恩給金庫は左の業務を行ふ

- (イ) 恩給法に依る恩給を擔保とする貸付
 - (ロ) 勳章年金を擔保とする貸付
 - (ハ) 恩給法以外の法令(地方公共團體の條例を含む)に依る恩給を擔保とする貸付
 - (ニ) 恩給及勳章年金の代理受領竝に受領したる金銭の寄託の引受
 - (ホ) 前各號の業務に附帶する事業
- 右實行の方法は

- (1) 恩給又は勳章年金を擔保として最高五年分迄(通常三年分迄)の給與額に當る金額を貸付け原則として毎期支拂はるる恩給又は勳章年金を以て其の元利に充當す
- (2) 恩給年金の死亡其の他に因る失權の危険に對しては補償手数料を徴して金庫自ら責に任ずるも保險を附し居る者に付ては補償手数料割引の方法を採るものとす
- (3) 失權率の著しく高度の者に付ては貸付金額の制限其の方法に依り危険の緩和を圖る
- (4) 恩給又は勳章年金の受給者の委託に依り恩給年金の代理受領を引受け受給者の手数料を省略し受給者の隨時の引出を可能ならしむ
- (4) 官廳の受給權調査に當りては代理受領の委託を受けたるもの又は擔保に供せられたるものに付ては必要なる調査書類は受給者に代りて提出し受給者の手数料を省略すると共に受給權の保全を爲す

二 特典

- (イ) 資本金十分の一以上の拂込を以て業務を開始することを得
- (ロ) 拂込資本金額の十五倍迄の恩給債券を發行することを得
- (ハ) 所得税(從て資本金子税)營業收益税等は課せられず、地方税も原則として之を課せられず、又設立に當りては登録税を課せられず

第三 國家の特別なる保護及監督

一 保護

政府は五百萬圓迄出資し且創立後十年間は特に必要あるときは政府の認可の下に政府の持分に對し剩餘金の配當を爲さず又は一般の出資に比し減額配當を爲すことを得しむ

二 監督

政府は恩給金庫を特別に監督し、一定の事項に付ては主務大臣の認可を得しめ又監督上必要なる命令を發することを得

第四 收支計算

添附の恩給金庫計畫概要及恩給金庫收支明細表參照

第五 設立準備

政府に於て設立委員を命じ恩給金庫設立に關する一切の事務を處理せしむ

第六 設立及事業年度の豫定

昭和十二年五月以後略六箇月内に準備を完了し同年十一月一日設立の豫定なり
事業年度は毎年一月より六月迄及七月より十二月迄とす

(三) 恩給金庫法案
恩給金庫法

第一章 總則

- 第一條 恩給金庫ハ法人トス
- 第二條 恩給金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 恩給金庫ノ資本金ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬口ニ分チ一口ノ金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
- 第四條 政府ハ五百萬圓ヲ限リ恩給金庫ニ出資スベシ
- 第五條 恩給金庫ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス
出資者ハ恩給金庫ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第六條 出資者ハ恩給金庫ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
- 第七條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ恩給金庫ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザル場合ニ於テ持分ノ讓渡ヲ恩給金庫ノ原簿ニ登錄シタル後二年ヲ超エザル讓渡人アルトキハ恩給金庫ハ之ニ對シ期限ヲ定メ拂込ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ最モ先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル讓渡人ハ其ノ持分ヲ取得ス
前項ノ規定ニ依ル出資者及讓渡人ノ拂込ナキトキハ恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ該持分ヲ賣却スルコトヲ得賣却ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザルトキハ從前ノ出資者ヲシテ其ノ不足額ヲ辨濟セシムルコトヲ得其ノ者ガ二週間内ニ之ヲ辨濟セザルトキハ前項ノ讓渡人ニ對シテモ其ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ恩給金庫ガ損害賠償及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
第八條 恩給金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員及會議ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 恩給債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第九條 恩給金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十條 恩給金庫ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ恩給金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島ニ於ケル課稅ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 恩給金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 恩給金庫ニ非ザル者ハ恩給金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 役員

第十三條 恩給金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十四條 理事長ハ恩給金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ恩給金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ恩給金庫ノ業務ヲ監査ス

第十五條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ五年、監事ノ任期ハ三年トス但シ再任スルコトヲ妨グズ

第十六條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 恩給金庫ニ評議員二十人以上ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年トス

第三章 業務

第十八條 恩給金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

一 恩給法ニ依ル恩給ヲ擔保トスル貸付

二 勳章年金(以下單ニ年金ト稱ス)ヲ擔保トスル貸付

三 恩給法以外ノ法令(地方公共團體ノ條例ヲ含ム)ニ依ル恩給ヲ擔保トスル貸付

四 恩給及年金ノ代理受領竝ニ受領シタル金錢ノ寄託ノ引受
五 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十九條 恩給ハ其ノ裁定前ト雖モ給與ヲ受クベキコトノ確實ナルモノニ付テハ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ爲ス貸付ノ金額ハ裁定後ニ爲ス貸付ノ標準金額ノ半額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十條 恩給金庫ハ先ヅ恩給又ハ年金ノ支給金ヲ以テ貸付金ノ元利ニ充當スベシ

前項ノ規定ニ依リ充當ヲ爲シタル殘餘ノ貸付金ニ付テハ恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ債權ヲ拋棄スルコトヲ得

第二十一條 恩給金庫ハ其ノ債權ヲ確保スル目的ヲ以テ命令ノ定ムル所ニ依リ債務者ニ代リテ恩給及年金ニ關スル請求其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 恩給金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第二十三條 恩給金庫ハ資本金ノ十分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ其ノ業務ヲ開始スルコトヲ得

第四章 擔保ノ效力

第二十四條 擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ハ恩給金庫ノミ其ノ支拂ヲ求ムルコトヲ得

第二十五條 公務員(之ニ準ズル者ヲ含ム)ガ其ノ受クル恩給又ハ年金ヲ擔保ニ供シタルトキハ其ノ效力ハ其ノ遺族ノ受クベキ恩給

又ハ年金ノ上ニ及ブコトナシ但シ特約ヲ以テ承諾ヲ爲シタル遺族ノ受クベキ恩給又ハ年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

遺族ガ其ノ受クル恩給又ハ年金ヲ擔保ニ供シタルトキハ其ノ效力ハ擔保ニ供シタル者ノ後順位者ノ受クベキ恩給又ハ年金ノ上ニ及ブコトナシ但シ特約ヲ以テ承諾ヲ爲シタル後順位者ノ受クベキ恩給又ハ年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 恩給ヲ擔保ニ供シ恩給金庫ヨリ貸付ヲ受ケタル者ハ其ノ債務ノ完済ニ至ル迄ハ其ノ恩給ヲ受クルノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得ズ

第二十七條 再就職其ノ他ノ事由ニ因リ恩給ガ改定若ハ更正セラレ又ハ年金ガ進級増額若ハ更正セラルル場合ニ於テ恩給金庫ガ改定、進級増額又ハ更正前ノ恩給又ハ年金ニ付擔保權ヲ有スルトキハ恩給金庫ハ當然新恩給又ハ新年金ノ上ニ擔保權ヲ有ス

第二十八條 恩給ヲ擔保ニ供シタル者再就職シ恩給ヲ停止セラルル場合ニ於テハ恩給金庫ハ恩給ノ支給金ヲ以テ辨濟ヲ受クベキ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ者ノ受クベキ俸給中ヨリ貸付金額ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得

第二十九條 恩給又ハ年金ヲ擔保トスルニハ其ノ證書ヲ恩給金庫ニ交付スベシ但シ恩給ノ裁定前豫メ之ヲ擔保トスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 恩給ノ裁定前豫メ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シタルトキハ恩給金庫ハ遲滞ナク裁定廳ニ其ノ要旨ヲ申告シ置クコトヲ要ス

第三十一條 前條ノ規定ニ依ル申告ヲ受ケタル件ニ付恩給給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ裁定廳ハ恩給證書ヲ恩給金庫ニ交付スベシ

第三十二條 裁定ヲ經タル恩給又ハ年金ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シタルトキハ恩給金庫ハ遲滞ナク恩給ノ裁定廳又ハ賞勳局及支給廳ニ其ノ旨ヲ申告スベシ擔保權ノ消滅シタルトキ亦同ジ

第三十三條 恩給金庫ニ擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ニ付證書ノ再發行ヲ爲ス場合ニ於テハ新證書ハ之ヲ恩給金庫ニ交付スベシ擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ヲ改定、進級増額又ハ更正スルニ當リ新ニ證書ヲ發行スル場合亦同ジ

第三十四條 本章ニ規定スルモノノ外恩給又ハ年金ノ擔保ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 恩給債券
第三十五條 恩給金庫ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限リ恩給債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金及所有ニ係ル有價證券ノ現在高ヲ超過スルコトヲ得ズ

第三十六條 恩給債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得
恩給債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第三十七條 恩給金庫ハ恩給債券借換ノ爲一時第三十五條ノ制限ニ依ラズ恩給債券ヲ發行スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ恩給債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊恩給債券ヲ償還スベシ

第三十八條 恩給債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第三十九條 恩給金庫ニ於テ恩給債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十條 恩給債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第四十一條 所得税法、資本利子税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ恩給債券ニ之ヲ準用ス

第四十二條 恩給債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第四十三條 本章ニ規定スルモノノ外恩給債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 會計
第四十四條 恩給金庫ノ事業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第四十五條 恩給金庫ハ每事業年度ニ於テ準備金トシテ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第四十六條 恩給金庫ハ成立後二十事業年度ノ間ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對スル剩餘金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第四十七條 恩給金庫ハ設立ノ時及每事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七章 監督

第四十八條 恩給金庫ハ内閣總理大臣及大藏大臣之ヲ監督ス

第四十九條 恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十條 恩給金庫ハ毎事業年度ノ初ニ於テ貸付利率ノ最高限度其ノ他貸付ニ關スル條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十一條 主務大臣ハ恩給金庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十二條 主務大臣ハ特ニ恩給金庫監理官ヲ置キ恩給金庫ノ業務ヲ監視セシム

第五十三條 恩給金庫監理官ハ何時ニテモ恩給金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

恩給金庫監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ恩給金庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

恩給金庫監理官ハ恩給金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十四條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第八章 罰則

第五十五條 左ノ場合ニ於テハ恩給金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第二十二條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

四 第三十五條又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ違反シ恩給債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 第五十三條ノ規定ニ依ル恩給金庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第五十六條 左ノ場合ニ於テハ恩給金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第四十七條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第五十七條 第十二條ノ規定ニ違反シ恩給金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十八條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

第五十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ恩給金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第六十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後出資者ヲ募集スベシ

第六十二條 設立委員ハ出資者ノ募集終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第六十三條 出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ召集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ恩給金庫ハ之ニ因リテ成立ス此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ恩給金庫理事長ニ引

繼グベシ

第六十四條 本法ニ規定スルモノノ外恩給金庫設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條 登録税法中第六條ノ二ヲ第六條ノ三トシ第六條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ二 恩給金庫カ恩給債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 恩給債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込

毎回拂込金額 千分ノ二

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止

每一件 金十圓

從タル事務所所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金二圓ノ登録税ヲ納ムヘシ

第六十六條 登録税法第十九條第七號中「産業組合」ノ上ニ「恩給金庫」ヲ、「産業組合法」ノ上ニ「恩給金庫法」ヲ加フ

第六十七條 印紙税法第五條中第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 恩給金庫ノ發スル出資證券又ハ貸付業務ニ關スル證書帳簿

(四) 恩給金庫法案理由書

恩給及勳章年金は其の性質及現行法規に顧み之を擔保に供すべからざるものなること明なりと雖も生活上の急に迫られ誤て之を金融の資に供する者近時尠からず而も金融者及受給者の間に種々の弊害を醸し之を放置するを許さざるものあるを以て茲に政府の特別監督に服する法人恩給金庫を設立し公正妥當なる條件の下に之に金融の途を講ぜしめんとす是れ本案を提出する所以なり

二、社會事業法案

(一) 社會事業法案要綱

第一 本法は左に掲ぐる社會事業に之を適用すること

一 養老院、救護所其の他生活扶助を目的とする事業

二 育兒院、託兒所其の他兒童の保護を目的とする事業

三 施藥、救療其の他醫療又は助産を目的とする事業

四 授産場、宿泊所其の他經濟上の保護を目的とする事業

五 其の他命令を以て定むるもの

六 前各號に掲ぐる事業に關する指導、聯絡統制又は助成を目的とする事業

前項の事業にして目的、規模其の他の事由に因り本法の適用を除外すべきものは命令を以て之を定むること

第二 社會事業を開始したる者は一定の期間内に事業の種類、施設の規模等を具して地方長官に届出づること其の届出事項に付變更ありたるとき亦同じきこと

社會事業を廢止せんとする者は一定の期間以前に廢止の事由、保護を受くる者の處置及財産の處分方法を具して地方長官に届出づること

第三 地方長官は社會事業を經營する者に對し諸般の報告を命じ書類、帳簿を徴し其の他事業に關し監督上必要なる調査及指示を爲すことを得ること

第四 地方長官は社會事業の用に供する施設の建物又は設備に付收容せられたる者の處遇上必要ありと認むるときは其の改良を命ずることを得ること

社會事業を經營する者前項の處分に從はざるときは地方長官は其の施設の建物又は設備の使用を禁止し又は制限することを得ること

前項の處分は命令の定むる所に依り豫め戒告するに非ざれば之を爲すことを得ざること

第五 主務大臣特別の必要ありと認むるときは中央社會事業委員會の意見を聞き道府縣又は勅令を以て指定する市に對し社會事業の經營を命ずることを得ること

第六 地方長官は社會事業を經營する者に對し保護を要する者の收容を委託することを得ること

前項の委託ありたる場合に於ては社會事業を經營する者は正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ざること

第七 社會事業を經營する者事業の經營に必要な資金を得る爲寄附金を公募せんとする場合は地方長官の許可を受くべきこと
前項の場合に於て公募が二以上の道府縣の區域に涉るときは主務大臣の許可を受くべきこと

前二項の規定に依り寄附金を公募したる者は命令の定むる所に依り其の收支を地方長官又は主務大臣に報告すべきこと
第一項又は第二項の規定に依り寄附金を公募したる者其の収入に依り施設したる事業を廢止せんとするときは事業に屬する財産の處分に付地方長官又は主務大臣の許可を受くべきこと

第八 社會事業を經營する者にして本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるとき又は其の事業の經營に關し公益を害する所爲ありたるときは主務大臣は中央社會事業委員會の意見を聞き其の者に對し社會事業を經營することを禁止し又は制限することを得ること

第九 國庫は社會事業に對し毎年度豫算の範圍内に於て補助することを得ること

第十 社會事業を經營する者左の各號の一に該當するときは補助を取消し又は既に交付したる補助金の全部又は一部の返還を命ずることを得ること

一 施設の全部又は一部を廢止したるとき

二 補助金交付の條件に違反したるとき

三 本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるとき

第十一 社會事業の用に供する土地建物等に關しては免稅を爲すこと

第十二 本法に定むるもの外中央社會事業委員會の組織及職務權限は勅令を以て定むること

第十三 社會事業の振興發達を圖る爲道府縣は地方社會事業委員會を設置することを得ること

地方社會事業委員會に關し必要な事項は命令を以て之を定むること

第十四 社會事業を經營する者第七の規定に違反したるとき又は第八の規定に依る處分に從はざるときは罰金に處すること

第十五 本法施行の際現に存する社會事業を經營する者は本法施行後一定の期間内に第二の規定に依る届出を爲すこと

三、職業紹介法案

(一) 職業紹介法案要綱(未定稿)

第一 政府は勞務の適正なる配置を圖る爲本法に依り職業紹介事業を管掌すること

(註)

職業紹介事業の目的を闡明にす

同事業の目的は國民の職業中雇傭關係に立つ勞務者が適正に配置せらるることを圖るに在り、茲に適正なる配置とは一方、國家が意圖する國防、産業、勞働等の諸政策に順應し、他方、勞働者の個人的、家庭的諸事情と需要者の事情とに一致する様就職せしめんことを意味す

第二 政府の管掌する職業紹介事業に於ては職業紹介の外職業指導、職業補導其他職業紹介上必要なる事項を行ふことを得ること

- 第三 職業紹介事業を行ふ爲道府縣に職業紹介所を設けること
職業紹介所に關し必要な事項は勅令を以て之を定むること
- 第四 市(六大都市に在りては區)町村長は命令の定むる所に依り職業紹介所の業務の一部を掌ること
市(六大都市に在りては區)町村に職業紹介所聯絡委員を置くことを得ること
職業紹介所聯絡委員に關し必要な事項は命令を以て之を定むること
- 第五 職業紹介所は主務大臣及地方長官之を統轄すること
- 第六 職業紹介事業の經營に關し主務大臣の監督の下に職業紹介委員會を置くこと、地方長官の監督の下に職業紹介地方委員を置くことを得ること
- 第七 職業紹介委員會及職業紹介地方委員に關し必要な事項は勅令を以て之を定むること
- 第七 職業紹介所の行ふ職業紹介は之を無料とすること
- 第八 主務大臣は勅令の定むる所に依り國庫の支出する職業紹介所に關する費用の三分の一を超えざる範圍に於て其の費用を道府縣をして分擔せしむることを得ること
地方長官は命令の定むる所に依り前項の規定に依り道府縣の分擔する費用の一部を關係市町村をして分擔せしむることを得ること
- 第九 道府縣市町村私人は其の負擔に於て職業輔導又は就職後の輔導に關する施設を設けることを得ること
前項の施設に關し必要な事項は命令を以て之を定むること
國庫は命令の定むる所に依り第一項の施設に要する費用に對し豫算の範圍内に於て補助することを得ること
- 第十 命令の定むる所に依り勞力供給事業を營まんとする者は地方長官(東京府に在りては警視總監を含む以下之に同じ)の許可を受くべし、命令の定むる勞働者の募集に付亦同じこと
前項の勞力供給事業及勞働者の募集に關し必要な事項は本法に定むるものの外命令を以て之を定むること

附 則

- 第十一 本法施行の期日は勅令を以て之を定むること
- 第十二 従前の規定に依り設置したる職業紹介所に付ては本法施行の日より一年を限り仍従前の規定に依ること
- 第十三 地方長官は主務大臣の認可を経て前項の職業紹介所の廢止を命ずることを得ること
- 第十四 公共團體の吏員にして其の公共團體の設置する職業紹介所の失效又は廢止の日迄引續き一年以上之に勤務したるもの其の職業紹介所の失效又は廢止の日より一月以内に於て第三の職業紹介所に勤務する待遇職員に任命せられたる場合に於ては其の者の恩給に付ては勅令を以て別段の規定を定むることを得ること
- 第十五 當分の内法人又は私人は命令の定むる所に依り地方長官の許可を受けて職業紹介事業を營むことを得ること
前項の職業紹介事業に關し必要な事項は本法に定むるものの外命令を以て之を定むること

四、市街地建築物法中改正法律案

(一) 市街地建築物法中改正法律案要綱

- 第二條に左の一項を加ふること
主務大臣必要と認むるときは住居地域内に専用地區を指定し其の地區内に於ける建築物にして専ら住居の用に供するものに非ざるものの建築の禁止又は制限に關し必要な規定を設けることを得ること
第四條に左の一項を加ふること

主務大臣必要と認むるときは工業地域内に専用地区を指定し其の地区内に於ける建築物にして専ら工業の用に供するものに非ざるものの建築の禁止又は制限に關し必要なる規定を設くることを得ること

第十一條に左の一項を加ふること

主務大臣必要と認むるときは高度地区を指定し其の地区内に於ける建築物の高の最低限度若は最高限度を定め又は空地地区を指定し其の地区内に於ける建築物の床面積若は其の敷地の疆界線よりの距離の限度を定むることを得ること

第十二條中「衛生上又は保安上」を「衛生上、保安上又は防空上」に改むること

第二十六條中「幅員九尺」を「幅員四メートル」に改め第二項を左の如く改むること

幅員二・七メートル以上の道路及新設若は變更の計畫ある道路は勅令の定むる所に依り之を道路と看做すこと

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定むること

従前の第十一條の規定に基き建築物の高の最低限度を定められたる區域は第十一條第二項の規定に依り指定せられたる高度地區と看做すこと

(二) 市街地建築物法中改正法律案理由書

住居地域は從來の實績に依り徴するも更に高度に住居の安寧を保持すべき地區を分別するの要あり且防空對策上及産業政策上一層工場を分散せしむるが爲には一面に於ては住居の純粹性を保護すべき専用地區の制度を設定するの必要あり又從來の工業地域は建築物の用途に關しては何等制限なき地域にして建築物の統制上適當ならざるを以て生産能率の増進、都市計畫施設の統合及防空施設の集中を計るべきの制度を設定するの必要あり尙建築物の構造、設備又は敷地に關しては單に衛生上又は保安上必要なる規定を設くるに止まらず或る程度迄は防空上必要なる措置を講ぜしむる要あり且現行法に於ては道路は幅員九尺以上のものとあれども防

空、防火其他市街地構築の必要に鑑み之を原則として四メートル以上のものと改め更に建築物の疎開、人口の過密防止、土地の利用統制等を計る爲空地地區及高度地區の制度を設定し主務大臣に於て之を指定することに改むるの必要あり是れ本案を提出する所以なり

(三) 市街地建築物法中改正逐條理由書

第二條 昭和六年市街地建築物法施行令の改正に依り住居地域内に於ける建築制限は相當緩和せられたる處尙防空對策上及産業政策上一層工場を各地域に分散せしむる様同法施行令を改正するの要あるを以て從來の實績より徴するも住居地域は更に之を細分化し特に強く住居の安寧を保持するを要する地區を指定し専ら住居の用に供するものに非ざるものの建築を禁止又は制限せんとするものなり

第四條 工業地域内には工業用建築物のみならず住居用及商業用建築物も建築することを得るものにして建築物の用途に付ては無制限なる地域なり従つて一工場が建築せらるるや直ちに其の周圍に住宅商店が連檐して其の後に於ける工場の建築を不可能ならしむるのみならず各種建築物の雜居する結果は都市計畫施設の適從する處を失はしめ且防空對策の樹立も困難なるを以て工業地域を分化し工業の能率を増進するを要する地區を指定し専ら工業の用に供するものに非ざるものの建築を禁止又は制限せんとするものなり

第十一條 現行規定に依る建築物の形態に關する制限は其の高又は其の敷地内に存せしむべき空地に付てのみなれども防空防火又は保健衛生上の見地よりするも尙一層建築物を疎開せしめ都市密住の禍害を防止するを要するものあるを以て當該地區を指定し更に建築物の床面積及相隣間隔に關し制限を設けんとするものなり而して空地地區の指定は建築物の高の最低限度又は最高限度を定むる高度地區の指定と共に主務大臣に於て之を爲すこととせり

第十二條 現行規定に於ては主務大臣は建築物の構造、設備又は敷地に關し衛生上又は保安上必要なる規定を設くることを得れと

も航空機の來襲に依る禍害を軽減する爲にも建築物の建築に付適當なる措置を講ぜしむることを得る旨を明にしたるものなり

第二十六條 現行規定に於ては道路と稱するは幅員九尺以上のものと定め居るも自動車の發達に伴ひ防空防火に關する消防、防衛活動にも甚しく不便を感じるに至りたると共に建築物を疎開せしめ保健衛生上の効果を擧ぐる爲にも原則として道路幅員は之を四メートル以上に改むるの要あり但し既設市街地にして四メートルに擴張すること困難なりと認めらるるもの又は計畫ある設計に基きたる道路等にして二・七メートル以上のものは道路と看做すことにせり

五、昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案

(一) 昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案

第一條 政府ハ昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外五億五千七百八十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ昭和十三年度一般會計歳出豫算翌年度繰越額ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外昭和十四年度ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得但シ前條ノ規定ニ依ル公債又ハ借入金ト通ジテ前條ノ制限額ヲ超ユルコトヲ得ズ
第三條 前二條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案理由書

政府は昭和十三年度一般會計歳出及同年度歳出豫算翌年度繰越額の財源に充つる爲他の法律に依り起債し得る金額の外昭和十三年

度及同十四年度に於て公債を發行するの必要あり是れ本案を提出する所以なり

六、昭和七年法律第一號(滿洲事件に關する經費支辨の爲公債發行に關する件)中改

正法律案

(一) 昭和七年法律第一號中改正法律案

昭和七年法律第一號中左ノ通改正ス

「十二億六千四十萬圓」ヲ「十三億八千五百萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 昭和七年法律第一號中改正法律案理由書

滿洲事件に關する經費支辨の爲昭和七年法律第一號に依り起債し得る金額の外更に一億二千四百六十萬圓を限り公債の發行限度を増加する爲同法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

七、軍の需要充足の爲の會計法の特例に關する法律案

(一) 軍の需要充足の爲の會計法の特例に關する法律案

軍ノ需要充足ノ爲必要アル場合ニ於テハ國務大臣ハ會計法第二十一條但書ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内勅令ノ定ムル所ニ依リ前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(二) 軍の需要充足の爲の會計法の特例に関する法律案理由書

現下の時局に顧み軍の需要充足整備の圓滑を圖る爲會計法第二十一條但書の規定に對する特例を設くるの要あるに依る

八、臨時租稅增徴法中改正法律案

(一) 臨時租稅增徴法中改正法律案理由書

第三種所得稅及相續稅の增徴率を調整する等の爲臨時租稅增徴法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

九、所得稅法中改正法律案

(一) 所得稅法中改正法律案要綱

- 一 臨時租稅增徴法に依る第三種所得稅の增徴率に付考慮を要すと認めらるる點あるを以て之を適當に改正すること
- 二 退職給與金等の一時所得にして一定額を超過るものに對しては課稅すること
- 三 郵便年金に付ては拂込掛金を控除したる殘額を以て所得とすること
- 四 第三種所得の追加決定を爲し得る期間の制限を撤廢すること
- 五 所得調査委員は業として報酬を受け稅務の代理を爲すを得ざるものとする事
- 六 小笠原島及伊豆七島に所得稅法を施行すること

(二) 所得稅法中改正法律案理由書

退職給與に課稅する等の爲所得稅法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

十、相續稅法中改正法律案

(一) 相續稅法中改正法律案要綱

- 一 臨時租稅增徴法に依る相續稅の增徴率に付考慮を要すと認めらるる點あるを以て之を適當に改正すること
- 二 相續開始地が相續稅法施行地に在るときは相續稅法施行地外に在る財産に對しても課稅すること
- 三 被相續人の死亡に因り相續人の受くる生命保險金が一定額以上なるときは之に對し課稅すること
- 四 他人の爲したる契約に因りて受くる生命保險金が一定額以上なるときは之に對し課稅すること
- 五 被相續人死亡したる爲其の遺族に支給せらるる退職手當、功勞金等にして一定額を超過るものに對しては課稅すること
- 六 不動産及船舶の贈與に對しても課稅すること
- 七 相續開始後一年内に相續財産の一部を贈與するも相續稅法第二十三條を適用せざること
- 八 受遺者及相續財産に加算したる財産の贈與を受けたる者をも納稅義務者とする事

(二) 相續稅法中改正法律案理由書

相續稅の負擔の適正を期するが爲相續稅法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

十一、登録稅法中改正法律案

(一) 登録稅法中改正法律案要綱

不動産賣買等の場合の登録稅を輕減すること

(二) 登録稅法中改正法律案理由書

不動産の賣買に對する登録税を輕減する等の爲登録税法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

三四

十二、酒造税法中改正法律案

(一) 酒造税法中改正法律案要綱

酒類販賣業を免許制度とすること

(二) 酒造税法中改正法律案理由書

酒税保全の目的を以て酒類販賣業の免許制度を採用するが爲酒造税法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

十三、酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案

(一) 酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案理由書

酒税保全の目的を以て酒精又は酒精を含有する飲料の販賣業の免許制度を採用するが爲酒精及酒精含有飲料税法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

十四、麥酒税法中改正法律案

(一) 麥酒税法中改正法律案理由書

酒税保全の目的を以て麥酒販賣業の免許制度を採用するが爲麥酒税法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

十五、大正九年法律第十二號(所得税法の施行に關する件)中改正法律案

(一) 大正九年法律第十二號中改正法律案理由書

南洋群島に所得税を創設する等に伴ひ大正九年法律第十二號中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

十六、庶民金庫法案

(一) 庶民金庫設立要綱(未定稿)

第一 目的

本金庫は中小商工農庶業者及勤勞所得者等に對し對人信用に依る小口金融の圓滑を圖ることを目的とす。

第二 組織

本金庫は特別法を以て之を設立し特殊の法人とす。

第三 資本金

一 資本金は一千萬圓とし政府出資とす。必要に應じ増資することを得。

二 資本金は設立當初に於て額面一千萬圓の國債を以て拂込を受くるものとす。

第四 機關

一 役員

理事長一人、理事三人以上、監事二人以上を置き大藏大臣之を任命す。

二 評議員

關係各廳官吏及學識經驗ある者の中より大藏大臣の任命したる評議員若干名を置き、重要事項の諮問に應ぜしむ。

第五 事務所

一 主たる事務所は之を東京市に置く。

支所は差當り大阪市に置き、必要に應じ順次増設することあるべし。

二 出張所は必要に應じ之を設置す。差當り六大都市其の他の主要都市に置く豫定なり。

三 本金庫の業務の一部は之を銀行、無盡會社又は市街地信用組合(以下金融機關と稱す)に代理せしむることを得。

第六 本金庫の機能

一 中小商工農庶業者及勤勞所得者等に對する小口貸付

(一) 貸付方針

(イ) 原則として無擔保貸付とすること但し保證人を立つること。

(ロ) 取扱手續の簡易迅速なること。

(ハ) 原則として調査料を徴せざること。

(二) 貸付限度

一世帯に付一千圓以下とする見込なり。

(三) 借入金用途

小口の産業資金又は生計資金。

(四) 貸付利率

採算可能の範圍に於て出來得る限り低率とす。

(五) 償還方法

(イ) 償還の期限は原則として三箇年以内とし、必要に應じ据置期間を設くることを得。

(ロ) 償還の方法は割賦又は定期償還とす。

(ハ) 期限前償還の場合には手数料を徴せざるものとす。

二 金融機關に對する小口貸付資金の融通

本金庫は金融機關が本金庫の小口貸付と大體同様の貸付を行ふ場合其の資金を金融機關に對し融通するものとす。

三 小口金融損失補償事業

本金庫は金融機關が本金庫の小口貸付と大體同様の貸付を行ふ場合之が爲に受くる損失を補償料を徴し補償するの事業を行ふ。

四 本金庫と前各號の取引を有する者の預金の受入。

五 前各號の外本金庫業務に附隨する事業。

第七 資金の運用

資金は貸付資金と爲す場合の外、左の方法に依り之を運用す。

(一) 國債、地方債又は大藏大臣の認可を受けたる有價證券の取得。

(二) 大藏省預金部若は銀行への預け金又は郵便貯金。

第八 債券の發行

一 本金庫は貸付資金調達のため拂込資本金の十倍を限度として庶民債券を發行す。但し其の貸付金及所有有價證券の現在高を超ゆることを得ず。

二 右は主として大藏省預金部及簡易生命保險積立金の引受に依るものとす。

第九 計算

- 一 本金庫の事業年度は一月より六月及七月より十二月迄とす。
- 二 剰餘金は之を配當せず。

第十 監督及補助

- 一 本金庫は大藏大臣の監督の下に置く。
- 二 政府は豫算外國庫の負擔となるべき契約に依り毎年度補助金を交付す。
- 三 政府は本金庫の發行する庶民債券に付最高額面金額一億圓を限り元利保證を爲す。
- 四 租税公課の免除

(イ) 本金庫には所得税、營業收益税等を課せざるものとす。

(ロ) 道、府縣及市町村其他之に準ずべきものは本金庫に對し地方税を課せざるものとす。

(二) 庶民金庫法案(未定稿)

庶民金庫法

第一章 總 則

第一條 庶民金庫ハ庶民金融ノ圓滑ヲ圖ルコトヲ目的トス

庶民金庫ハ法人トス

第二條 庶民金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

庶民金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 銀行、無盡會社及産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合(以下金融機關ト總稱ス)ハ庶民金庫ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

庶民金庫ハ金融機關ヲシテ業務ノ一部ヲ代表セシメントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

金融機關ハ庶民金庫ノ貸付ヲ代理シタル場合ニ於テハ庶民金庫ニ對シ債務者ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第四條 庶民金庫ノ資本金ハ千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第五條 政府ハ千萬圓ヲ庶民金庫ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

第六條 庶民金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員及會議ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 庶民債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第七條 庶民金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 庶民金庫ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ庶民金庫ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ內務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 庶民金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 庶民金庫ニ非ザル者ハ庶民金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 役員

第十一條 庶民金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十二條 理事長ハ庶民金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ庶民金庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ庶民金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ庶民金庫ノ業務ヲ監査ス

第十三條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス但シ再任スルコトヲ妨ゲズ

第十四條 理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十五條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 庶民金庫ニ評議員若干名ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業務

第十七條 庶民金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

一 割賦償還又ハ定期償還ノ方法ニ依ル小口貸付

二 金融機關ニ對スル小口貸付資金ノ融通

三 金融機關ノ爲ニスル小口貸付ノ損失補償

四 庶民金庫ト前各號ノ取引ヲ有スル者ノ預金ノ受入

五 前各號ノ外庶民金庫ノ業務ニ附隨スル事業

第十八條 庶民金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第四章 庶民債券

第十九條 庶民金庫ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ庶民債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金及所有ニ係ル有價證券ノ現在高ヲ超過スルコトヲ得ズ

政府ハ庶民債券ニ付最高額面金額一億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十條 庶民債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

庶民債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 庶民金庫ハ庶民債券借換ノ爲一時第十九條ノ制限ニ依ラズ庶民債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ庶民債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊庶民債券ヲ償還スベシ

第二十二條 庶民債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十三條 庶民金庫ニ於テ庶民債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十四條 庶民債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十五條 所得税法、資本利子税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ庶民債券ニ之ヲ準用ス

第二十六條 庶民債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第二十七條 本章ニ規定スルモノヲ除クノ外庶民債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會計

第二十八條 庶民金庫ノ事業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第二十九條 庶民金庫ノ剩餘金ハ之ヲ配當セズ

第三十條 庶民金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲ゲタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 監督

第三十一條 庶民金庫ハ大藏大臣之ヲ監督ス

第三十二條 庶民金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條 庶民金庫ハ毎事業年度ノ初ニ於テ貸付利率、融通利率及補償料ノ最高限度其ノ他貸付、融通及損失補償ニ關スル條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十四條 主務大臣ハ庶民金庫ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 主務大臣ハ特ニ庶民金庫監理官ヲ置キ庶民金庫ノ業務ヲ監視セシム

第三十六條 庶民金庫監理官ハ何時ニテモ庶民金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

庶民金庫監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ庶民金庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
庶民金庫監理官ハ庶民金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十七條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰則

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ庶民金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第十八條ノ規定ニ違反シテ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

四 第十九條又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ違反シテ庶民債券ヲ發行シ又ハ其ノ償還ヲ爲サザルトキ

五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 第三十六條ノ規定ニ依ル庶民金庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ庶民金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第三十條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

第四十條 第十條ノ規定ニ違反シ庶民金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ庶民金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十五條 定款ニ付主務大臣ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク出資ノ拂込ヲ稟請スベシ

第四十六條 政府ノ出資ノ拂込アリタルトキハ庶民金庫ハ之ニ因リテ成立ス此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ庶民金庫理事長ニ引繼グベシ

第四十七條 政府ハ第五條ノ規定ニ依リ交付スル爲昭和十三年度ニ於テ額面千萬圓ヲ限リ三分半利附公債ヲ發行スルコトヲ得

第四十八條 第十條ノ規定ハ本法施行前ヨリ行政官廳ノ認可ヲ受ケ使用スル名稱ニハ之ヲ適用セズ

第四十九條 登録税法第十九條第七號中「産業組合中央會」ノ下ニ、「庶民金庫」ヲ、「産業組合法」ノ下ニ、「庶民金庫法」ヲ加ヘ同條

第十七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十八 庶民金庫ノ業務ノ用ニ供スル不動産ニ關スル登記

印紙税法第五條第二十五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二十六 庶民金庫ノ業務ニ關スル證書、帳簿及庶民債券

(三) 庶民金庫法案理由書

我國庶民金融の現状に顧み新に庶民金庫を設立し既設機關に依りては充分なる融資に浴し得ざりし庶民階級に對し金融疏通の途を拓き以て國民生活の安定に資するの要あり是れ本案を提出する所以なり

十七、無盡業法中改正法律案

(一) 無盡業法改正要綱(未定稿)

一 給付金限度貸付の總額に對する制限を撤廢しこの貸付金中既に受入れたる掛金額を超過する額に付ては確實なる擔保又は保證あるを要することとする

(理由)

近年無盡會社の餘裕金は漸次増大するの傾向に在りて現行の資金運用の制限を以ては之が運用に困難を感じ庶民金融機關としての機能を十分に發揮し得ざる憾あり殊に現下の時局にありては一層庶民金融の圓滑を期するの要あるに鑑み無盡會社の貸付として最も適當にして且つ其の成績比較的良好なる給付金限度貸付の總額に對する制限を撤廢し益々其の機能を發揮せしめんとするものなり而して之が制限の撤廢に依り放漫なる取扱に陥るを防止する爲貯蓄銀行の給付金限度貸付に對する貯蓄銀行法第十三條第三項の規定と同様の規定を設けんとす

二 資本金の最低限度を拾萬圓に、拂込金額の最低限度を五萬圓に引上ぐる

既設會社にして右の金額に達せざるものに對しては新法實施後五箇年の猶豫期間を與ふること

(理由)

現行無盡業法に依れば無盡會社の資本金は三萬圓其の拂込金額は一萬五千圓を以て足り而もこの規定は大正四年業法制定當時

より改正を見ず、然るに其の後無盡會社の給付金契約高は著しき増大を見たるに比し其の資本金は僅に増加を見たるに過ぎず斯くては事業經營の規模に對し擔保力薄弱なるのみならず無盡會社の對外信用も勢ひ低からざるを得ず仍て今回法律を改正し無盡會社の最低資本金及其の拂込金額を前記の通引上げんとす、但し既設無盡會社中右の制限額に達せざるもの現在一九二九年を以て之等に對しては五箇年間の猶豫期間を與へんとするものなり

尙現在當省の新設免許に對する方針は資本金十萬圓以上拂込金額五萬圓以上の會社に非ざれば免許を與へざることなし居れり

三 無盡會社の合併手續を簡易化し商法第七十八條第二項及第二百二十條の二但書の規定の例外を認むる銀行法同様の規定を設くること

(理由)

無盡會社は相當嚴重なる制限の下に免許し來れるを以て銀行の如くその數多からざるも、各社の經營の規模漸次大となり來りたる今日に於てはその間に漸次競争も激化せられつつありて最低資本金を増加するの機會に合併せしむるを適當と認めらるるものあるを以て之が合併を容易ならしむる爲銀行法同様の便宜規定を設けんとす

(二) 無盡業法中改正法律案(未定稿)

無盡業法中左ノ通改正ス

第四條中「三萬圓以上」トアルヲ「十萬圓以上」ト、「一萬五千圓以上」トアルヲ「五萬圓以上」ト改ム

第十條第二項ヲ左ノ通改ム

前項第四號ノ規定ニ依ル貸付金中既ニ受入レタル掛金額ヲ超過スル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證アルコトヲ要ス
第二十一條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第二十一條ノ二 無盡會社ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スベキ催告ハ掛金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十一條ノ三 無盡會社ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二ノ但書ノ期間ニ付亦同ジ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前免許ヲ受ケタル無盡會社ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限り第四條ノ改正規定ヲ適用セズ

前項ノ無盡會社ニシテ前項ノ期限迄ニ第四條改正規定ノ要件ヲ具備セザルモノガ其ノ期限迄ニ爲シタル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄其ノ契約ニ關スル業務ニ限り之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ無盡會社ガ前項ノ業務以外ニ無盡業ヲ營ミタルトキハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

(三) 無盡業法中改正法律案提出理由書

我國無盡會社の現状に鑑み其の信用の向上を計ると共に庶民金融機關としての機能を一層發揮せしむる爲無盡業法を改正するの要あり是れ本案を提出する所以なり

參照條文

無盡業法

第四條 無盡業ハ資本金三萬圓以上ニシテ拂込金額一萬五千圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第十條 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ズ

- 一 國債、地方債其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券又ハ株式ノ買入
- 二 前號ノ有價證券又ハ不動産ヲ擔保トスル貸付
- 三 掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トスル貸付
- 四 掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ超過シ契約給付金額ヲ限度トスル貸付
- 五 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

前項第四號ノ規定ニ依ル貸付金額ハ拂込資本金及諸準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一條 無盡會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

商法

第七十八條 會社カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

會社ハ前項ノ期間内ニ其債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

第二百二十條ノ二 資本減少ノ爲メ株式ヲ併合スヘキ場合ニ於テハ會社ハ株主ニ對シ一定ノ期間内ニ株券ヲ會社ニ提供スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ提供セサルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルコトヲ得但其期間ハ三箇月ヲ下ルコトヲ得ス

銀行法

第十五條 銀行ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スベキ催告ハ預金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

第十六條 銀行ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二但書ノ期間ニ付亦同ジ

貯蓄銀行法

第十三條第三項 第十一條第一項第五號ノ貸付金額中既ニ受入レタル金額ヲ超過スル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證アルコトヲ要ス

十八、兵役法中改正法律案

(一) 兵役法中改正法律案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル兵役法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和十二年 月 日

内閣總理大臣	公爵	近衛文麿
内務大臣	末次信正	
陸軍大臣	杉山元	
海軍大臣	米內光政	
文部大臣	木戶幸一	

法律第 號

兵役法中左ノ通改正ス

第十一條 削除

第十二條中「ニシテ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者」ヲ削ル

第十三條中「前二條」ヲ「前條」ニ改ム

第十四條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシテ品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條中「前四條」ヲ「前三條」ニ改ム

第十六條中「第十一條」ヲ「第十二條」ニ改ム

第五十七條ニ左ノ二項ヲ加フ

青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ爲サザルモノトス
前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關シテハ第十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

附則

本法ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十七條ノ改正規定ハ昭和十二年以前ニ於テ第一補充兵役ニ編入セラレタル者ニ之ヲ適用セズ

(二) 兵役法中改正法律案理由書

軍隊訓練上ノ絶對的の必要に基キ青年學校及之ト同等以上ト認むる課程を修めたる現役兵の在營期間も之を修めざる者と同様二年と爲すの必要あり是れ本法を提出する所以なり

十九、昭和十一年勅令第二十一號(東京陸軍軍法會議に關する件)廢止法律案

(一) 昭和十一年勅令第二十一號(東京陸軍軍法會議に關する件)廢止法律案

法律第 號

昭和十一年勅令第二十一號ハ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 昭和十一年勅令第二十一號(東京陸軍軍法會議に關する件)廢止法律案理由書

東京陸軍軍法會議繫屬の昭和十一年二月二十六日事件に關する被告事件は總て其の處理を完了したるを以て昭和十一年勅令第二十一號は之を存するの要なきに依る

二十、民法中改正法律案

(一) 民法中改正法律案

民法中左ノ通改正ス

第四十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

法人ハ其設立ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

同條第三項中「一週内」ヲ「三週内」ニ改ム

第四十六條第二項中「一週内」ヲ「主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内」ニ改ム

第四十八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

法人カ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間内ニ第四十六

條第一項ニ定メタル登記ヲ爲シ其他ノ事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七十七條第一項及ヒ第二項中「一週内」ヲ何レモ「主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内」ニ改ム

第九十七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第九十七條ノ二 意思表示ハ表意者カ過失ニ因ラスシテ相手方ヲ知ルコト能ハス又ハ其所在ヲ知ルコト能ハサルトキハ公ノ告示ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ告示ハ公示送達ニ關スル民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ揭示場ニ揭示スル外官報及ヒ新聞紙ニ少クモ一回掲載シテ之ヲ爲ス但裁判所相當ト認ムルトキハ官報及ヒ新聞紙ノ掲載ニ代ヘ市役所、町村役場又ハ之ニ準スヘキ施設ノ揭示場ニ揭示スヘキコトヲ命スルコトヲ得

公ノ告示ニ依ル意思表示ハ最後ニ官報若クハ新聞紙ニ掲載シタル日又ハ其掲載ニ代ハル揭示ヲ始メタル日ヨリ二週間ヲ經過シタル時ニ相手方ニ到達シタルモノト看做ス但表意者カ相手方ヲ知ラス又ハ其所在ヲ知ラサルニ付キ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス公ノ告示ニ關スル手續ハ相手方ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テハ表意者ノ住所地、相手方ノ所在ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テハ相手方ノ最後ノ住所地ノ區裁判所ノ管轄ニ屬ス

裁判所ハ表意者ヲシテ公ノ告示ニ關スル費用ヲ豫納セシムルコトヲ要ス

第七十四條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第七十四條ノ二 確定判決ニ依リテ確定シタル權利ハ短期時効ノ定アルモノト雖モ其時効期間ハ之ヲ十年トス裁判上ノ和解、調停其他確定判決ト同一ノ效力ヲ有スルモノニ依リテ確定シタル權利ニ付キ亦同シ

附則

前項ノ規定ハ定期給付ヲ目的トスル債權ニシテ未タ辨濟期ノ到來セサルモノニハ之ヲ適用セス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ其登記ノ期間ハ仍ホ従前ノ例ニ依ル

第七十四條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル權利ニ付テモ亦之ヲ適用ス

(二) 民法中改正法律案理由書

商法ノ改正に伴ヒ法人に關する登記ノ期間を改め相手方を知ること能はず若ハ其の所在を知ること能はざる場合の意思表示の方法及確定の權利に關する短期時効に付其の規定を整備する爲民法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

二十一、民事訴訟法中改正法律案

(一) 民事訴訟法中改正法律案

民事訴訟法中左ノ通改正ス

第七十八條第二項第三項トシ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ訴訟ノ遲延ヲ避クル爲必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ公示送達ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第八十條第一項但書中「第七十八條第二項」ヲ「第七十八條第三項」ニ改ム

第二百三十六條第一項中但書ヲ削リ同條第二項ヲ第四項、第三項ヲ第五項トシ第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

訴ノ取下ハ相手方カ本案ニ付準備書面ヲ提出シ、準備手續ニ於テ申述ヲ爲シ又ハ口頭辯論ヲ爲シタル後ニ在リテハ相手方ノ同意ヲ得ルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

取下ノ書面ノ送達アリタル時又ハ第四項但書ノ規定ニ依リ口頭ヲ以テ訴ノ取下ヲ爲シタル時ヨリ三月内ニ相手方カ異議ヲ主張セサルトキハ訴ノ取下ニ同意ヲ爲シタルモノト看做ス

第三百六十三條第二項中「第二百三十六條第二項第三項」ヲ「第二百三十六條第四項第五項」ニ改ム

第六百四十三條第一項第五號中「其期限並ニ借賃」ヲ「其期限、借賃並ニ借賃ノ前拂又ハ敷金ノ差入アルトキハ其額」ニ改ム

第六百五十八條第三號中「其期限並ニ借賃」ヲ「其期限、借賃並ニ借賃ノ前拂又ハ敷金ノ差入アルトキハ其額」ニ改ム

第六百六十四條第一項中「利害關係人カ或ル競買人ヨリ保證ヲ立テシメントコトヲ申立ツルトキハ其」及第二項ヲ削ル

第六百六十六條第二項中「預ケタル保證アルトキハ即時ニ其」ヲ「即時ニ保證ノ」ニ改ム

第六百六十七條第一項第七號中「申立ニ因リ」及「申立アルモ」ヲ削ル

第七百五十五條中「第六百六十四條ノ規定ニ從ヒ保證ヲ立ツ可キ求ヲ受クルモ之ヲ立テサルトキハ」ヲ「第六百六十四條ノ規定ニ依ル保證ヲ立テサルトキハ」ニ改ム

第七百五十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ執行ニ付テハ假差押ノ命令ヲ發シタル裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ開始シタル強制執行ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(二) 民事訴訟法中改正法律案理由書

訴訟の遅延を避くる爲當事者の申立を俟たずして公示送達を爲すの途を拓き、訴の取下の手續を簡易にし、競賣の成果を確保し、不動産に對する假差押の執行に付管轄裁判所を明にする爲民事訴訟法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

二十二、外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案

(一) 外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案

外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中左ノ通改正ス

第一條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

條約又ハ之ニ準スヘキモノニ前項ノ規定ト異ル規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案理由書

司法事務の共助に關し外國裁判所の囑託に因る共助法の規定と異なる條約又は之に準すべきものに依ることを得しむる爲同法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

二十三、農地調整法案

(一) 農地調整法案要綱

第一 本法に於て農地とは耕作を目的とする土地及農業經營の用に供する採草地其の他の土地を謂ふこと

第二 市町村其の他命令を以て定むる團體は農地の所有者又は小作者より支那事變に因る自己又は其の家族の應召、一時の勞力の不足其の他の事由に因り農地の買取又は管理を申出でたる場合に於ては命令の定むる所に依り之を爲すことを得ること

第三 道府縣、市町村其の他命令を以て定むる團體が農村の經濟更生の爲自作農の創設維持又は農地の貸付の事業を行ふ場合に於

て之に要する土地を取得し又は使用するの必要あるときは命令の定むる所に依り行政官廳の認可を受け土地の所有者其の他之に關し權利を有する者に對し土地の讓渡又は使用收益の權利の設定若は讓渡に關する協議を求むることを得ること

前項に規定する者が未墾地を開發して同項の事業を行はんとする場合に於て同項の規定に依る協議調はざるときは勅令の定むる所に依り開發に必要な未墾地を收用又は使用することを得ること

第四 第二及第三に掲ぐる事業は命令の定むる所に依り農地委員會の議を経て之を行ふことを要すること

第五 農地の所有者農地を賣却せんとするときは命令の定むる所に依り市町村農地委員會に其の旨を通知することを要すること

第六 政府の助成する自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者は命令の定むる場合を除くの外行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の自作地の讓渡若は貸付を爲し又は之に付物權を設定することを得ざること

前項の自作地の所有者其の自作を廢止せんとするときは行政官廳の認可を受くることを要すること

第七 第六に規定する自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地に付ては其の旨の登記を爲すことを要すること

前項の登記を爲すに非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ざること

第一項の規定に依る登記に關し必要な事項は勅令を以て之を定むること

第八 第二若は第三に規定する者が其の事業の爲にする不動産の權利の取得又は第三に規定する者の斡旋に依る農地の交換若は分合に因る農地の權利の取得等に關しては命令の定むる所に依り登録税及地方税を免除すること

第九 小作契約は其の登記なきも小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地に付物權を取得したる者に對し其の效力を生ずること

農地の買主が其の農地が小作地たることを知らざりし爲賣買を爲したる目的を達すること能はざる場合に於ては買主は賣買契約を

解除することを得ること其の場合に於ては損害賠償を請求することを得ること

前項の場合に於て契約の解除又は損害賠償の請求は買主が其の事實を知りたる時より一年内に之を爲すことを要すること
賣買契約の當事者の一方は相手方が前項の權利の行使に因りて生じたる債務の履行を提供する迄は自己の債務の履行を拒むことを得ること

第十 小作地の所有者其の他小作に附する者は小作者に信義に反したる行爲なき限り小作契約の解約の申入を爲し又は更新を拒むことを得ざること但し土地使用の目的の變更又は自作を相當とする場合其の他正當の事由ある場合は此の限に在らず

第十一 小作關係の爭議に付公益上必要ありと認むるときは小作官は小作調停法に依る調停の申立を爲すことを得ること
小作關係の爭議に付訴訟が繫屬するときは受訴裁判所は職權を以て小作官の意見を聽き事件を小作調停法に依る調停に付することを得ること

第十二 小作調停法に依る調停の爲必要ありと認むるときは裁判所は職權を以て小作官及調停委員の意見を聽き調停前の措置として必要な命令を爲すことを得ること

第十三 小作調停法に依る調停成らざる場合に於て裁判所相當と認むるときは職權を以て小作官及調停委員の意見を聽き當事者雙方の利益を衡平に考慮し一切の事情を斟酌して調停に代へ小作契約の存續、小作條件の變更、小作料の支拂、小作地の引渡其の他爭議の解決上必要な裁判を爲すことを得ること

前項の規定に依る裁判は調停事件の繫屬する裁判所に於て非訟事件手續法に依り之を爲すこと

第一項の規定に依る裁判に對しては即時抗告を爲すことを得ること其の期間は之を二週間とすること

前項の即時抗告は執行停止の效力を有すること

第一項の規定に依る裁判確定したるときは裁判上の和解と同一の效力を有すること

第十四 農地の相隣關係其の他農地に關し爭議を生じたるときは當事者は裁判所に調停の申立を爲すことを得ること
前項の調停は小作調停法及第十一乃至第十三の規定の例に依ること

第十五 自作農創設維持、小作關係の調整、農地の交換分合其の他農地に關する事項を處理する爲市町村に市町村農地委員會を、道府縣に道府縣農地委員會を置くこと
農地委員會に關する規程は勅令を以て之を定むること

二十四、農業保險及共濟に關する法律案

(一) 農業保險制度要綱(未定稿)

一 農業保險制度の構成

第一 市町村農會は其の會員の爲に災害に因る農作物の收穫上の損失、小作料の取得上の損失其の他に付共濟事業を行ふことを得ること

第二 第一の共濟事業を行ふ市町村農會は郡(隣接せる市の區域を含む)の區域に依り農業保險組合を設立し又は之に加入することを得ること但し特別の事由に因り郡の區域に依り難きときは郡以上の區域に依り農業保險組合を設立することを得ること

第三 農業保險組合は組合員たる市町村農會が其の行ふ共濟事業に依り會員に對して負ふことあるべき共濟責任を保險するものとする

農業保險組合は前項の保險事業の外共濟事業を行ふことを得ること

第四 農業保險組合は道府縣の區域に依り農業保險組合聯合會を設立することを得ること

農業保險組合聯合會は農業保險組合の行ふ保險に對し再保險を爲すものとする

第五 政府は農業保險組合聯合會の行ふ再保險に對して更に再保險の業務を管掌するものとする

第六 政府は必要ありと認むるときは市町村農會に對し農業保險組合の設立を命ずることを得ること

政府は必要ありと認むるときは農業保險組合に對し農業保險組合聯合會の設立を命ずることを得ること

第七 農林大臣地方の實情に依り適當と認むる場合に於ては養蠶實行組合は農林大臣の認可を得て農業保險組合の組合員たることを得るものとする

養蠶實行組合が農業保險組合に加入したる後に於て市町村農會が農業保險組合に加入したる場合に於ては同一地區内の同一種類の共濟の目的たるものに付ては重複して農業保險組合の保險に付することを得ざること

前項の場合に於て市町村農會は養蠶實行組合と協議の上農林大臣の認可を得て地區内の養蠶實行組合が農業保險組合に對する關係に於て有する權利義務を承継することを得るものとする

二 市町村農會の行ふ共濟事業

第八 市町村農會に於て共濟事業を行はんとするときは規程を設け行政官廳の認可を受けることを要するものとする

第九 市町村農會は左に掲ぐる事項に付共濟を行ふことを得ること

- 一 風水害、旱害及一定の植物病に因る水稻の收穫上の損失並に水稻を耕作する小作地の小作料の取得上の損失、風水害、旱害及凍電害に因る桑の收穫上の損失及風水害、旱害、雨害及濕潤害に因る麥類の收穫上の損失
- 二 農業保險組合の行ふ共濟事項(水稻の冷害、陸稻の災害、蠶作不良等)

三 其の他の事項

第十 市町村農會は農業保險組合に加入するときは第九第一號及第二號の共濟事項の總てに付共濟を行ふことを要するものとする
こと、但し特別の事由あるときは行政官廳の認可を得て特定の種類の共濟の目的たるものを除外することを得ること

第十一 市町村農會は共濟事業に要する經費を其の會員に賦課するものとする事、但し作物の種類又は田畑の所在に依り差等を設けることを得ること、賦課金は總代會の議決ありたるときは米、麥等を以て代納し得るものとする事、豊作其の他特別の事由あるときは總代會の議決を経て前項の賦課金を一定の範圍内に於て増額徴收することを得るものとする事、増額徴收したる賦課金は別途之を積立て凶作其の他特別の事由あるとき前項の賦課金の輕減又は共濟金の支拂に充當するものとする事

第一項の賦課金は前年度に於て之を徴收するものとする事、徴收の時期は分割して之を定むることを得るものとする事

第十二 第九第一號の共濟に在りては其の共濟金額は定額とすること（共濟金額は水稻に在りては反當自作二十圓、小作十圓、地主十圓とし、桑に在りては反當自作小作各二十圓とし、麥類に在りては反當自作小作各十圓とすること、但し行政官廳の認可を得て水稻に在りては反當自作十圓、三十圓又は四十圓、小作地主各二十圓、桑に在りては反當自作小作各十圓、三十圓又は四十圓、麥類に在りては反當自作小作各二十圓と爲すことを得ること）

第十三 第九第一號の共濟に在りては共濟責任期間は水稻に在りては本田移植期より收穫期に至る期間、桑に在りては發芽期より晩々秋蠶上簇期に至る期間（但し春蠶専用桑園に在りては發芽期より春蠶上簇期に至る期間）麥類に在りては發芽期より收穫期に至る期間とすること

第十四 損害評價は市町村農會の技術員、養蠶實行組合指導員及經驗的技術を有する農業者等を以て組織する評價委員之を行ふものとする事但し農業保險組合に於て損害評價を爲したる場合は之に依るものとする事

第十五 第九第一號の共濟に在りては共濟金は共濟の目的たる農作物が三割以上の被害を蒙りたる場合に限り其の被害程度に應じて累進的に之を定め之を支拂ふものとする事

第十六 市町村農會が農業保險組合に加入したるときは共濟金の支拂額は第九第一號の共濟事項に在りては農業保險組合より交付

せらるる保險金に相當する額とし第九第二號の共濟事項に在りては農業保險組合より交付せらるる共濟金に相當する額とする事

市町村農會は總代會の議決を経て前項の支拂共濟金額を増額することを得ること

第十七 共濟金は收穫其の他の損失の確定したるときに屬する事業年度の終りに於て之を交付するものとする事但し必要あるときは共濟金額の一部の假渡を爲すことを得ること

第十八 地主が共濟金の交付を受け得るときは其の額に相當する部分の小作料の支拂は之を請求することを得ざるものとする事

小作人が損害の填補を受くるものに因り地主との間の權利義務に影響を及ぼすことなきものとする事

第十九 市町村農會の會員は第九第一號及第二號の共濟の目的たるものに付一定期日迄に耕作又は養蠶の細目書を市町村農會に提出することを要するものとする事

市町村農會の會員が耕作又は養蠶の細目書の提出を怠りたるときは市町村農會は前年度の耕作又は養蠶の細目書に基き共濟金及賦課金を定むることを得るものとする事

第二十 市町村農會は其の會員が共濟の目的たる物に付通常爲すべき肥培管理又は損害防止上の處置を怠りたる爲農作物の收穫又は小作料の取得其の他に關し生じたる損失に對しては共濟金の支拂の責に任ぜざるものとする事

第二十一 市町村農會の會員は共濟事故の發生したるときは遲滞なく市町村農會に之を通知することを要するものとする事
市町村農會の會員は市町村農會の負擔に歸すべき損失ありたるときは災害終了後遲滞なく市町村農會に之を通知することを要するものとする事

前項の通知を怠りたるときは市町村農會は損失の全部又は一部に付共濟金の支拂を爲さざることを得るものとする事

第二十二 市町村農會の會員が市町村農會の共濟事業に要する經費を一定の猶豫期日迄に納入せざるときは市町村農會は其の期日以後經費納入の日迄の期間内に發生したる共濟事故に對しては共濟金を支拂ふ責に任ぜざるものとする事

第二十三 農業保險組合が市町村農會の責に歸すべき事由に因り保險金又は共濟金の支拂を免れるるときと雖も市町村農會は共濟金の支拂を爲すことを要するものとする事

第二十四 市町村農會は其の支拂ふべき共濟金を以て其の會員が市町村農會に對して負擔する共濟事業に要する經費以外の債務と相殺することを得ざるものとする事

第二十五 養蠶實行組合が第七に依り農業保險組合の組合員たる場合に於ては第八乃至第二十四に準ずるものとする事

三 農業保險組合の行ふ保險及共濟事業

第二十六 農業保險組合は當分の内組合員が水稻の風水害、旱害及一定の植物病、桑の風水害、旱害及凍害並に麥類の風水害、旱害、雨害及濕潤害に因る損失に付負ふべき共濟責任を保險するものとする事

農業保險組合は前項の保險事業の外水稻の冷害、陸稻の災害、蠶作不良等に付共濟事業を行ふことを得る事

前項の共濟の目的及共濟事故の種類、共濟事業に要する資金の徴收及共濟金の支拂方法に付ては行政官廳の認可を要するものとする事

第二十七 農業保險組合は定款を以て一定年間組合員をして保險及共濟關係を繼續せしむることを得るものとする事

第二十八 農業保險組合の組合員は農業保險組合の保險すべき共濟責任の總てを保險に付することを要する事

第二十九 保險金額は農業保險組合の組合員の第九第一號に依る共濟金額の全額とする事

第三十 保險料は確定保險料制とし被害統計、農業氣象、地勢、用水關係、河川の狀況等を調査考慮し事情に應じて少くとも各市町村別に之を算定するものとする事

第三十一 農業保險組合は組合員が第十三の期間内に發生したる共濟事故に因り共濟責任を負ふ場合に限り保險金を交付するものとする事

第三十二 損害評價は農業保險組合の技術員及經驗的技術を有する農業者等を以て組織する評價委員に依り之を行ふ事

第三十三 保險金は共濟の目的たる農作物が三割以上の被害を蒙りたる場合に限り其の被害程度に應じて累進的に之を定め農業保險組合の組合員に對し之を交付するものとする事

第三十四 農業保險組合は前年度繰越金、當該事業年度の收入保險料及收入再保險金其の他の收入の合計額より當該事業年度の再保險料、未經過保險料、事業費、共濟基金を控除したる殘額を以て保險金の支拂に充て不足を生じたるときは法定準備金を之が支拂に充て尙不足を生じたるときは不足割合と同率を以て各個の支拂保險金を減額するものとする事

第三十五 農業保險組合は毎事業年度の終に於て剩餘金を法定準備金として積立つるの外共濟基金として之を積立つるものとする事

第三十六 農業保險組合は毎事業年度の終に於て支拂備金を積立つる事

第三十七 農業保險組合は毎事業年度の終に於て未だ經過せざる期間に對する保險料を責任準備金として積立つる事

第三十八 農業保險組合の資金は産業組合中央金庫若は信用組合聯合會への預入、郵便貯金又は國債、地方債若は政府の認可を受けたる有價證券の買入を爲す外他に之を運用することを得る事

第三十九 共濟基金は一定年間一定限度以上保險金又は共濟金の支拂を受けざりし組合員に拂戻す爲無事戻金として支出することを得る事

第四十 農業保險組合の組合員は第十九乃至第二十一に準じて耕作又は養蠶の細目書の提出並に損害防止及損害發生の通知に關する義務を負擔するものとし之に違反したるときは農業保險組合は保險金の全部又は一部の支拂の責に任ぜざるものとする事

第四十一 農業保險組合の組合員共済義務の履行を怠るの虞ありと認めらるるときは農業保險組合は市町村農會の會員に對し保險金及共済金を支拂ふことを得ること

養蠶實行組合が第七に依り農業保險組合の組合員たる場合に於ても前項に準ずるものとする

四 再 保 險

第四十二 再保險は之を強制加入とすること

第四十三 再保險金額は農業保險組合聯合會の行ふ再保險に在りては元受保險金額の七割とし、政府の行ふ再保險に在りては農作物の種類毎に聯合會の引受けたる總再保險金額中異常災害に相當する保險金額とすること

第四十四 政府は聯合會の農業保險組合に對する支拂再保險金が其の聯合會の再保險金額中の通常災害に相當する額を超過したる場合に於て超過額を支拂ふものとする

第四十五 聯合會に於ては支拂再保險金の減額及剩餘金の配當は之を認めざる

第四十六 聯合會の準備金の積立、資金運用の制限に付ては第三十五乃至第三十八に準ずること但し無事戻金の積立は之を爲さざること

第四十七 政府の行ふ再保險は特別會計を設けて之を經理すること

異常なる災害の發生に因り收入再保險料を以て支拂再保險金に不足を生じたる時は借入金をして支拂ふこと
本會計の積立金は農林大臣必要ありと認むるときは農村振興の資金として之を運用することを得ること

五 政 府 の 助 成

第四十八 政府は農業保險組合及同聯合會の設立及事業經營の費用に對し一定年間助成を爲すの外保險料の十分の一を下らざる金額を負擔するものとし、農業保險組合の行ふ共済事業に對し相當額の助成金を交付するものとする

二十五、電 力 管 理 法 案

(一) 電力國策要綱

一 管理の範圍

(イ) 國家的統制に必要な左の設備に依る發電及送電は政府之を管理す

(一) 主要新規水力發電設備

發電水力資源の合理的利用上避くべからざる既設水力發電設備を含む

(二) 主要火力發電設備

(三) 主要送電設備

(ロ) 前項の範圍に屬する設備は新に設立する特殊會社に於て之を施設し、既存の設備は之を特殊會社に出資せしむるものとする
前掲の送電設備に連絡する既設水力發電設備に依る發生電力は之を買入るものとする、但し場合に依り其の託送を認むることあるべきものとする

出資設備の評價並に買入電力料金に付ては其の算定基準を定め、委員會の議を経て之を決定するものとする、但し政府は出資設備を擔保とする債權に付債權者の權利を害せざる公正妥當にして且必要なる措置を爲すものとする

二 管理の方法

(イ) 政府は電氣廳を設け、電力の需給、發電及送電設備の建設計畫、電力料金等重要なる事項の決定及電力の配給に關する指令を爲さしむるものとする

(ロ) 設備の建設並に業務の運營は特殊會社をして前項電氣廳の決定に従ひ之を爲さしむるものとする

(ハ) 政府は電力管理の適正を期する爲、官民の衆智を集めたる電力審議會を設け重要事項を之に諮問するものとす
三 特殊會社

(イ) 資金調達に關し利便を圖ると共に利益配當に對する政府の保證、租税の減免其の他業務遂行上必要なる特權を附與するものとす

(ロ) 會社の役員は政府之を任命し、定款の設定變更、社債の募集、利益金の處分其の他重要事項は政府の認可を受けしめ、會社の業務に關しては監督上必要なる命令を爲すものとす

四 配電事業

(イ) 發送電の國家管理に照應し、配電事業統制の擴充強化を圖る爲區域の整理統合を爲し、供給業態の改善、電氣利用の普及を促進するものとす

五 電力動員

(イ) 平時に於て相當の餘裕電力を用意せしむると共に、豫備設備を整備し、自家用發電に付ても相當程度の連絡統制を爲すものとす
(ロ) 電力供給を確保し、電力の急需を充す爲必要に應じ消費管制をも爲すものとす

六 其他

(イ) 政府は農山漁村、家庭の電化を容易ならしむる様特別の配意を爲すものとす

(ロ) 政府は水力資源の開発利用を全からしめ、他種利水、治水其の他の權益との關係を合理的に調整するものとす
(ハ) 國有の電力設備は之を特殊會社に出資し、國家管理の範圍に移すものとす

(ニ) 電力管理法案

第一條 政府ハ發電及送電ヲ管理ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 政府ノ管理スル發電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依ル發電及送電ハ大日本振興電力株式會社法ノ定ムル所ニ依リ大日本振興電力株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム

第三條 政府ハ大日本振興電力株式會社ノ爲ス電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫、電力ノ受給及其ノ料金其ノ他發電及送電ニ關シ重要ナル事項ヲ決定ス

前項ノ受給電力料金其ノ他受給ノ條件ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 政府ハ發電及送電ノ管理ノ爲發電及送電ヲ爲ス者ニ對シ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ必要ナル指令ヲ爲スコトヲ得

第五條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他發電及送電ノ管理ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク電力審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 第四條ノ規定ニ依ル指令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ムル發電及送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ發電

二十六、航空機製造事業法案

(一) 航空機製造事業法案要綱

- 第一 本法の對象たる航空機製造事業の範圍、事業の經營主體等に付左の事項を規定すること
- 一 本法の對象たる航空機製造事業は航空機又は航空機の機體、發動機若はプロペラの製造又は組立を爲す事業とすること尙之等の製造又は組立の爲一貫して行ふ部分品材料若は附屬品の製造を包含す(第一條)
- 二 本事業は許可營業とすること(第二條)
- 三 事業者は帝國法令に依り設立したる株式會社(議決權の過半數を帝國臣民に屬せしむ)に限ること(第三條)
- 四 許可を受けたる會社の事業開始準備期間の制限を設くること(第四條)
- 第二 航空機製造事業の保護助長に關し左の事項を規定すること
- 一 本事業に土地收用法を適用すること(第五條)
- 二 許可を受けたる年及其の翌年より七年内に於て勅令の定むる期間所得稅及營業收益稅並地方稅を免除すること(第六條、第七條)
- 三 本法施行後七年間事業の爲必要なる器具機械又は材料の輸入稅を免除すること(第八條)
- 四 新規の航空機其の他の製造又は組立に對し試作獎勵金を交付すること(第九條)
- 五 増資及社債募集に付商法の特例を設くること(第十條、第十一條)
- 六 輸入か本事業の確立を妨ぐる虞あるときは政府は輸入の禁止若は制限又は輸入稅の増課を爲し得ること(第十二條)

第三 航空機製造事業の監督統制に關し左の事項を規定すること

- 一 航空機の機體、發動機、プロペラ、部分品、材料又は附屬品の規格を統一すること(第十三條)
- 二 政府は事業會社の業務又は利益金の處分其の他計理に關し監督上必要なる命令及處分を爲し得ること(第十四條)
- 三 政府は事業會社の業務及財産の狀況等の検査を爲し又は報告を爲さしめ得ること(第十四條)
- 四 事業の讓渡、廢止、休止に付ては許可を又會社の合併、解散に付ては認可を受くべきこと(第十五條)
- 五 事業計畫を届出してしむること(第十六條)
- 六 政府は販賣價格、販賣條件の變更又は需給の調節に關し必要なる事項を命し得ること(第十七條)
- 第四 軍事上又は公益上の特別負擔として左の事項を命し得ること(第十八條)
- 一 設備の擴張又は改良
- 二 政府の指定する航空機其の他の製造
- 三 航空機に關する特殊事項の研究又は特殊設備の施設
- 四 技能者の養成
- 五 航空機材料の保有
- 六 軍事上必要なる事業計畫の設定又は其の計畫に必要な演練
- 七 工場の警備又は防諜上必要なる施設
- 八 軍事上必要なる資料の提出
- 第五 軍事上又は公益上必要ありと認むるときは航空機製造會社相互に協力すべきことを命し得ること(第十九條)
- 第六 左の委員會を設くること

- 一 航空機製造事業委員會(事業許可、輸入の禁止制限其の他重要事項を附議、第二十條)
- 二 航空機技術委員會(規格の審議、第十二條)
- 第七 航空機製造會社に非ざる者の營む航空機の部分品、材料又は附屬品の製造事業に關しては勅令の定むる所に依り本法を準用すること(第二十一條)
- 第八 本法の違反者に對し制裁又は處罰の規定を設くること(第二十二條乃至第二十七條)
- 第九 附則に於て本法施行の際現に航空機製造事業を營む者に對しては本法施行の日より一年を限り其の事業を營み得ることを規定すること

二十七、航空法中改正法律案

(一) 航空法中改正法律案要綱

- 一 堪航證明書の有効期間の六月以内を一年以内に延長する爲第六條第二項を左の通改正すること
前項第一號の有効期間は前條の検査に合格したる日より起算し「一年内」に於て行政官廳之を定む有効期間は第十一條の検査の結果に依り検査の日より起算し「一年内」に於て行政官廳之を延長することを得
- 二 行政官廳の行ふべき航空機の検査の全部又は一部を當該官廳以外の者をして行はしめる爲左の條文を追加すること
1 第十四條の二 第五條第一項第二項及第十一條の規定に依る検査は命令の定むる所に依り行政官廳の認定を受けたる者をして之を爲さしむることを得
- 2 第十四條の三 行政官廳前條の規定に依り認定を受けたる者の爲したる検査を適當ならずと認むるときは更に検査を爲すことを得

- 3 第五十五條の二 行政官廳の認定を受けたる者又は検査の事務に従事する者検査に關する文書又は記録に虚偽の記載を爲したるときは五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す虚偽の記載を爲したる文書又は記録を行使したる者に付亦同し
前項の處罰は法人に在りては理事、取締役其の他法人の業務を執行する役員に之を適用す

二十八、東洋拓殖株式會社法中改正法律案

(一) 東洋拓殖株式會社法中改正法律案

東洋拓殖株式會社法中左ノ通改正ス

第一條中「朝鮮及外國ニ於ケル」ヲ削ル

第七條中「總裁一人、」ノ下ニ「副總裁一人、」ヲ加フ

第八條第二項中「理事中一人」ヲ「副總裁」ニ、第三項中「理事ハ總裁ヲ補助シ」ヲ「副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ」ニ、「分掌ス」ヲ「分掌シ又ハ之ニ參與ス」ニ改メ同項ノ前ニ左ノ一項ヲ加フ

總裁及副總裁事故アルトキハ理事中一人其ノ職務ヲ代理ス

第九條第一項中「總裁」ヲ「總裁及副總裁」ニ改ム

第十條中「總裁及理事」ヲ「總裁、副總裁及東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事」ニ改ム

第十一條第一項第七號ヲ第八號ニ改メ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 拓殖ノ爲必要ナル擔保附社債信託ニ關スル業務

同條第二項中「第七號」ヲ「第八號」ニ、「外國」ヲ「朝鮮以外ノ地域」ニ、「第六號」ヲ「第七號」ニ改ム

第十三條第一項第二號中「生産物」ノ下ニ「又ハ其ノ原料」ヲ加ヘ第五號乃至第七號ヲ左ノ如ク改ム

五 農業者、林業者、工業者又ハ水産業者五人以上連帯シテ債務ヲ負フ者ニ對シ十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付

六 公共團體ノ債券又ハ拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株券若ハ債券ノ應募又ハ引受

七 國債證券、政府ノ認可ヲ受ケタル有價證券又ハ拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株券若ハ債券ヲ質トスル五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル貸付

同條第一項第八號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

九 三十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ擔保トスル貸付

十 五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル造船材料又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付

同條第二項中「前項第二號ノ」ヲ「前項ノ一年以内ノ擔保附」ニ改ム

第十六條ニ左ノ但シ書ヲ加フ

但シ相手方ノ希望ニ依リ之ヲ定メザルコトヲ得

第十七條 削 除

第二十三條第一項中「十倍」ヲ「十五倍」ニ、同條第二項中「第九十九條」ヲ「第九十九條及第二百條ノ二」ニ改ム

第四十條ノ二ヲ削ル

第四十一條中「總裁若ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル理事」ヲ「總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁又ハ理事」ニ、「理事ノ分擔事務ニ係ルトキハ理事」ヲ「副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事」ニ、「第十七條」ヲ「第十六條」ニ、「第四十條又ハ第四十條ノ二」ヲ「第四十條」ニ改ム

第四十二條中「總裁」ノ下ニ、「副總裁」ヲ加フ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 東洋拓殖株式會社法中改正法律案理由書

東洋拓殖株式會社の業務の進展に伴ひ社に副總裁一人を設置し東洋拓殖債券の發行限度の擴張を爲す等の爲東洋拓殖株式會社法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり

二十九、樺太地方鐵道補助法中改正法律案

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(一) 樺太地方鐵道補助法中改正法律案要綱

樺太に於ける現在の補助地方鐵道は樺太鐵道株式會社の經營に係る落合、敷香間延長二百四十五軒五分及南樺太鐵道株式會社の經營に係る新場、留多加間延長十八軒六分なる處現行樺太地方鐵道補助法に依る補助期間は十五年を限度とせるを以て樺太鐵道株式會社線の大部分をなす落合、知取間百七十軒五分の鐵道に對しては昭和十三年四月二十二日、南樺太鐵道株式會社線十八軒六分に對しては昭和十五年三月三十一日を以て夫々補助期限満了するも尙當分兩鐵道とも補助を離れて獨立自營困難と認めらる而して右兩鐵道は樺太開發上重大なる使命を負へるものなるのみならず殊に樺太鐵道の如きは國有鐵道の代行線たる意義を有する重要幹線なるに付之が助成の爲左の如く補助期間の伸長を爲し得る途を講ずると共に現下經濟界の趨勢に鑑み其の補助方法をも改むる爲樺太地方鐵道補助法を朝鮮及臺灣に於ける私設鐵道補助法と同様に改正せんとするものなり

一、補助期間は現行法に於ては會社設立登記の日(區間別補助の場合に在りては資本増加又は拂込資本金額變更登記の日)又は社債登記の日若は借入金爲したる日より十五年とあるを營業開始の日より十五年とし必要に應じ更に五年間伸長し得ることに改めたること

七三

- 二、補助金額算定の基礎は現行法に於ては鐵道の經營に要する拂込資本金及鐵道の建設費に充つる社債又は借入金とあるを建設費に改めたること
- 三、補助率は現行法に於ては年八分とあるを營業開始後十五年(基本期間)は年六分に後の五年(伸長期間)は年五分に引下げたること
- 四、現行法に於ては利益金は全額之を補助金額より控除することに爲り居るを建設費に對し基本期間の十五年は年一分、伸長期間の五年は年一分五厘の利益金留保を認めたること
- 五、現行法に於ては補助を受くる會社とあるを補助を受くる鐵道の管理者に改めたること
- 六、現行法に依り現に補助を受けつつある鐵道に對しては會社設立又は資本増加の登記の日より十五年の期間満了の日を含む營業年度の末日迄は之を現行法に依り補助することに爲したること、尙此の補助の期間に付ては該鐵道の建設費に充てたる資金に對し初めて補助を爲したる日を以て營業開始の日と看做したること

(二) 樺太地方鐵道補助法中改正法律案

樺太地方鐵道補助法中左ノ通改正ス

第一條 政府ハ樺太ニ於テ公衆ノ用に供スル爲經營スル地方鐵道ニ對シ該鐵道營業開始ノ日ヨリ十五年ヲ限り補助金ヲ交付スルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ更ニ五年ヲ限り前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第二條 前條ノ補助金ハ左ノ各號ニ依ル金額ヲ限度トス

- 一 前條第一項ノ期間中ハ每營業年度ニ於ケル建設費ニ對シ年六分ノ割合ニ相當スル金額但シ每營業年度ニ於ケル益金カ建設費ニ對シ年一分ノ割合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス

- 二 前條第二項ノ期間中ハ每營業年度ニ於ケル建設費ニ對シ年五分ノ割合ニ相當スル金額但シ每營業年度ニ於ケル益金カ建設費ニ對シ年一分五厘ノ割合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス
- 第三條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ一經營者ノ經營スル鐵道ヲ數區ニ分チ各區ニ付前二條ノ規定ニ準シ補助ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 前二條ノ規定ニ依ル建設費及益金ハ政府ノ定ムル所ニ依リ算出シタル金額ニ依ル
- 第七條中「補助ヲ受クル會社」ヲ「補助ヲ受クル鐵道ノ管理者」ニ改ム
- 第八條 削除
- 第十條中「前二條」ヲ「前條」ニ改ム


附 則

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法施行ノ際現ニ補助ヲ受クル鐵道ニ對スル補助ニ付テハ會社設立又ハ資本増加ノ登記ノ日ヨリ十五年ノ期間満了ノ日ヲ含ム營業年度ノ末日迄ハ改正規定ニ拘ラス仍從前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際現ニ補助ヲ受クル鐵道ニ對スル補助ノ期間ニ付テハ該鐵道ノ建設費ニ充テタル資金ニ對シ初メテ補助ヲ爲シタル日ヲ以テ第一條第一項ノ營業開始ノ日ト看做ス

(三) 樺太地方鐵道補助法中改正法律案理由書

樺太に於ける地方鐵道の助成上之ハ經營の實績に鑑み必要に應じ其の補助期間を伸長し得ることに改むると共に現下經濟界の趨勢に照し其の補助方法をも改むる爲樺太地方鐵道補助法中改正を要するものあり是れ本案を提出する所以なり



[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

